

令和4年第2回秩父別町議会定例会会議録 目次

令和4年6月8日(水)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告(総務経済常任委員会)	6
6		一般質問	6
7	承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて [秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について]	23
8	承認第 3号	専決処分の承認を求めることについて [令和3年度秩父別町一般会計補正予算(第9号)について]	24
9	報告第 1号	令和3年度秩父別町繰越明許費に係る歳出予算の繰り越した経費の報告について	25
10	報告第 2号	町出資法人の事業報告について	25
11	議案第28号	秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について	26
12	議案第29号	秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について	27
13	議案第30号	秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	27
14	議案第31号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	28
15	議案第32号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	28
16	議案第33号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	28
17	議案第34号	深川地区消防組合規約の変更について	30
18	議案第35号	令和4年度秩父別町一般会計補正予算(第2号)について	31
19	議案第36号	工事請負契約の締結について (301号橋補修工事)	36
20	議案第37号	工事請負契約の締結について (秩父別地区農業集落排水処理施設機械設備工事)	37
21	議案第38号	工事請負契約の締結について (秩父別地区農業集落排水処理施設電気設備工事)	37
22	議案第39号	令和4年度秩父別町一般会計補正予算(第3号)について	40
23	諮問第 1号	人権擁護委員の推薦について	40
24	意見案第1号	国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書	41
25	意見案第2号	補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める意見書	42

26	意見案第3号	森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書	42
27	意見案第4号	食糧安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書	43
28		所管事務調査の申し出について (総務経済常任委員会・議会運営委員会)	44
29		議員の派遣について	44

令和4年第2回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和4年6月8日（水曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	寺迫公裕君	8番	大野敬君
1番	前田力男君	2番	金子利生君
3番	眞島秀樹君	4番	岡崎稔君
5番	藤岡浩文君	6番	中西伴浩君
7番	早川正剛君		

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	澁谷信人君	副町長	高鶴公人君
教育長	小林宏明君	総務課長	竹内剛君
産業課長	尾垣義次君	会計管理者	大山達美君
住民課長	中野慎司君	企画課長	早川聡君
建設課長	宮武幸充君	教育次長	塩地勇夫君
農委事務局長	北垣慎二君	農委会長	吉田光博君
代表監査委員	藤岡和正君		

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

笹木雄介君

北俊紀君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

3番

4番

眞島秀樹君

岡崎稔君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（寺迫君）

ただ今から、令和4年第2回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（寺迫君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番 眞島秀樹君、4番 岡崎稔君を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長（寺迫君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月9日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から6月9日までの2日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（寺迫君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（笹木君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、承認第2号から第3号までの2件、報告第1号から第2号までの2件、議案第28号から議案第39号までの12件、次に意見案が4件ござい

ます。

また、議長からの付議事件として所管事務調査の申し出について、議員の派遣についてがございます。

なお、監査委員から4月から6月までに実施いたしました例月出納検査の結果が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

議長（寺迫君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議長（寺迫君）

日程第4、町長から行政報告があります。町長。

町長（澁谷君）

本日、第2回町議会定例会を招集いたしましたところ、お忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。

3月9日の第1回町議会定例会以後の行政執行の主要な事項についてご報告申し上げます。

最初に、地域おこし協力隊員の採用について申し上げます。

人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域力の維持・推進に資するため、地域おこし協力隊員1名を5月1日付けで採用いたしましたので報告申し上げます。

氏名は酒井優斗さん新潟県出身の26歳で、これまで飲食店の店舗運営に携わっておられました。

酒井さんは現在道の駅に勤務され、施設の管理運営に加え、来訪される観光客等に対してベルパークちっぷべつを始め、町内の観光施設の案内と特産品のPR業務に携わっていただいております。

これまで培ってきた知識と経験を発揮いただきまして、道の駅が情報発

信の拠点として活性化することをご期待申し上げるところであります。

次に、寄附の採納について申し上げます。

4月26日、中央東町内の中谷和子様役場にお越しになり、今年の3月にお亡くなりになりましたご主人の博さんが、生前、大変町にお世話になったお礼にと、3万円の浄財のご寄附をいただきました。

有り難く採納させていただきまして、中谷様のご意志に沿って社会福祉基金に積み立て、有効に活用させていただく所存であります。

中谷様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

次に、5月10日、東京都の一般社団法人日本鳩レース協会第16回ジャパンカップレース実行委員会の境茂雄放鳩委員長と役員の方が役場にお越しになり、10万円の浄財のご寄附をいただきました。

昨年に引き続きまして、国内最大規模の長距離レース第16回ジャパンカップレースが本町をスタート地点に開催されるにあたりまして、地域の皆様にご協力をいただくお礼にとのご寄附であります。

有り難く採納させていただき、有効に活用させていただく所存であります。日本鳩レース協会の益々のご発展をご祈念申し上げます。

次に、5月17日、NPO法人あおぞら理事長の北垣威史様と副理事長の山下英樹様が役場にお越しになり、50万円の浄財のご寄附をいただきました。

NPO法人あおぞら様は、平成18年2月に設立され、長年にわたり秩父別町生涯学習センター生き生き館及び秩父別町認定こども園くるみの管理運営に携わるとともに、ちっぷっ子ふれあいスクールの運営を通して、青少年の健全育成にご尽力いただきました。

この度、組織を解散するにあたり、これまで町にお世話になったお礼にとのご寄附であります。

有り難く採納させていただき、あおぞら様のご意志に沿って人材育成基金に積み立て、有効に活用させていただく所存であります。

町の子育て支援等に多大なるご貢献をいただきましたNPO法人あおぞら様に深く感謝を申し上げ、寄附採納についての報告とさせていただきます。

次に、農作物の生育状況についてご報告申し上げます。

アメダス深川観測所によります今年の前積降雪量は、昨年とほぼ同程度で、積雪ゼロになったのは、昨年より5日遅い4月7日でありました。

融雪後は、4月中旬から5月上旬にかけて比較的気温が高い日が多く、降水量も概ね平年並みであり、耕起作業は順調に進んだところであります。

空知農業改良普及センター北空知支所の発表による6月1日現在の主な農作物の生育状況について申し上げますが、水稻は移植作業は平年よりやや早く進み、葉数、莖数ともに平年並みで、順調な生育状況であります。

秋まき小麦につきましては、莖数が若干少ないものの生育は平年並みでありますし、大豆に関しましても、順調に播種作業が進んでいるとのことあります。

ブロッコリーは、4月29日に定植作業が始まりましたし、花卉につきましても、生育は順調で6月中旬からの出荷に向けて準備が進められているところであります。

本年も生産者各位のご努力が報われ、実り豊かな出来秋を迎えられますことを願いながら、農作物の生育状況の報告とさせていただきます。

最後に、建設工事等の入札結果についてご報告申し上げます。

始めに、4月18日に執行いたしました、2件の入札結果について申し上げます。

1件目は中学校冷房機設置工事で、エアコン5台を各学年教室、職員室、フリースペースに設置し、学習環境の充実を図るものであります。

落札者は寺迫工業株式会社、落札額は税込み594万円、落札率は96.77パーセント、工期は4月20日から6月24日までとしております。

2件目は、秩父別温泉シルク・黄金の湯照明LED化改修工事でありまして、既存照明器具の撤去、LED照明器具の新設を行い、設備の充実を図るものであります。

落札者は高村電気株式会社、落札額は税込み501万6千円、落札率97.43パーセント、工期は4月21日から7月22日までとしております。

次に、5月18日に執行いたしました、特定公共賃貸住宅あさひ団地1号棟長寿命化改修工事について申し上げます。

工事概要ですが、屋根・外壁改修工事、電気設備工事を行い、入居者の

住環境の向上と住宅の長寿命化を図るものであります。

落札者は北垣建設工業株式会社、落札額は税込み 2,772 万円、落札率は 97.67 パーセント、工期は 5 月 20 日から 9 月 22 日までとしております。

次に、5 月 26 日に執行いたしました、4 件の入札結果について申し上げます。

1 件目は秩父別町立診療所外部改修工事で、屋根・外壁改修工事、電気設備工事を行い、受診環境の充実を図るものであります。

落札者は石山建設株式会社、落札額は税込み 803 万円、落札率は 98.12 パーセント、工期は 5 月 30 日から 8 月 26 日までとしております。

2 件目は、秩父別町中央東 B 団地町有住宅 18 号棟外部改修工事いわゆる、診療所医師住宅の、屋根・外壁改修工事を行い、住環境の向上を図るものであります。

落札者は、石山建設株式会社、落札額は税込み 687 万 5 千円、落札率は 97.50 パーセント、工期は 5 月 30 日から 8 月 26 日までとしております。

3 件目は令和 4 年度におけます街路灯 LED 化改修工事ではありますが、今年度は旭町内、駅前町内の街路灯を LED に改修いたします。

落札者は高村電気株式会社、落札額は税込み 2,002 万円、落札率は 97.59 パーセント、工期は 5 月 30 日から 9 月 30 日までとしております。

4 件目は町道 1 条路線舗装改修工事で、1 条 1 丁目から 1 条東 1 丁目の 543 メートルの区間の 2 層舗装の打ち換えを行います。

落札者は興和建设株式会社、落札額は税込み 2,453 万円、落札率は 97.64 パーセント、工期は 5 月 30 日から 9 月 16 日までとしております。

最後に 5 月 31 日に執行いたしました、4 件の入札結果について申し上げます。1 件目は 4 条集水路長寿命化対策工事で、3 条 6 丁目谷田様地先の集水路のうち、197 メートルの補強工事を行い、長寿命化を図るものであります。

落札者は興和建设株式会社、落札額は税込み 4,796 万円、落札率は 97.86 パーセント、工期は 6 月 3 日から令和 5 年 3 月 15 日までとしております。

同日に 301 号橋補修工事及び秩父別地区農業集落排水処理施設機械設備工事、同じく電気設備工事 3 件の入札を執行しておりますが、本定例会に

において議案第 36 号、議案第 37 号及び議案第 38 号としてご審議いただく
予定でありますので、議案説明の折に詳細について申し上げます。

この他 5 件の工事を発注しておりますが、概要につきましてはお手元に
資料を配布しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長（寺迫君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 所管事務調査の報告）

議 長（寺迫君）

日程第 5、所管事務調査の報告をいたします。藤岡浩文総務経済常任
委員会委員長の報告を求めます。

委 員 長（藤岡君）

別紙により報告

議 長（寺迫君）

ただ今の常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はございませ
んか。

（なしの声）

ご意見がないようですので、所管事務調査の報告はこれにて報告済みと
いたします。

（日程第6 一般質問）

議 長（寺迫君）

日程第 6、一般質問を行います。8 番 大野君の発言を許します。
大野君。

8 番（大野君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告に基づき、加齢性難

聴者対策の推進と補聴器購入費助成制度の創設について澁谷町長にお伺いいたします。

高齢者が増え続ける本町にとって、介護を必要としない元気なお年寄りを増やすことは、財政上の観点からも大変重要な課題であります。

町長の行政執行方針の中でも、人生100年時代を見据えた健康寿命の延伸を図るための施策が縷々述べられておりますけれども、高齢者に対する各種サービスや支援策は、お年寄りの転出抑止など、本町の人口減少に歯止めをかける上でも有効な対策ではないかと思えます。

こうした中で、お年寄りの中には、加齢による難聴で他人との会話が難しくなり、外出の機会が減って引きこもり状態になっている方も多いと聞きます。

加齢性難聴については、年をとったら誰でも耳が遠くなるという認識で余り気にしない高齢者も多く、また、聴力の衰えが進行しても専門医の受診をためらい、聞こえなくなるまで放置する方が多いのではないかと考えられます。

しかし、介護予防の観点からすると、難聴によりコミュニケーションがとれなくなり、結果的に認知症やうつ病等の原因になることが指摘されております。

そこで、加齢性難聴者の実態把握と治療を目的に、住民健診時に高齢者を対象とした聴力検査を行う、或いは診療所で専門医の診療を定期的に行うなど、何らかの対策が必要ではないかと思えます。

また、現在、国による補聴器購入の助成は、障害者総合支援法の身体障害者障害程度等級2級～6級に該当する人、つまり身体障害者手帳の交付を受けている人で、聴覚障害の認定を受けている人に限られておりまして、加齢性の難聴者は、その対象になっておりませんが、商品が大変高額であるため補聴器購入に対して助成制度の創設を望む声もあります。

加齢性難聴者対策について、町長の考えをお伺いいたします。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）

大野議員のご質問にお答えをさせていただきますが、補聴器の助成につきましては、聴力が国の定める基準以下で身体障害者手帳の交付を受けた方に対しまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づきまして、補装具として制度化されております。

対象者の方は、所得により自己負担額が異なりますけれども、国が定めた購入基準価格の原則1割の自己負担を控除した額が支給される制度となっております。

昨年度の本町における補聴器購入助成の実績は4件であり、261,231円の支給実績がありまして、法で定めた範囲内ではございますが、制度を有効に活用いただいているというふうに認識しているところであります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、身体障害者手帳の該当とならない、軽度・中等度の難聴者については、加齢とともに聴力が衰えコミュニケーションが取りづらくなり、日々の生活が不便となることに加えまして、認知症やうつ病等の原因の一つとして考えられておりますことから、聞こえに対する何らかの対策や支援が必要であると考えております。

議員が対策の一つとしてお示しをされました住民健診時に高齢者を対象とした聴力検査を行うことに関しましては、本町の住民健診は高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき実施しておりますけれども、聴力検査については、現在の法律の中では設定されておられません。

仮に、簡易な聴力検査、これを実施した場合、ほとんどの高齢者が所見あり、いわゆる要精検の判定になることが想像されます。耳鼻科での詳細な検査が必要となることが考えられるところであります。

そこで、生活面での自覚症状を自己チェックしてもらうことなど健診等の中で聞こえづらいことに気づくためのきっかけづくりの方法を今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、診療所で専門医の診療を定期的に行うことに関しましては、本町の診療所には耳鼻科診療に係る医療機器・機材が一切ありませんので、内科・整形外科と共用できる機器もありませんので、新規開設するには多額の初期費用が必要となると考えまして、またそれに加えまして昨今の医師不足を含む問題からも現実的に非常に難しいのかなというふうに考えてい

るところであります。

しかしながら、加齢性難聴者対策といたしまして補聴器購入に対する助成制度の創設に関しましては、日常生活における聞こえづらさの解消や、うつ病や認知症などの病気予防、さらには健康増進の観点からも非常に有効な手段の一つと考えますので、対象を高齢者に限らず全町民に対する支援も含めまして、助成基準など制度設計に向けて前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）

大野君。

8 番（大野君）

難聴について色々と考えてくれるということの答弁でございます。

私も実はですね、加齢かどうかわかりませんが、ちょっと難聴の症状がありまして、数年前から両耳に補聴器をつけておりますけれども、老人クラブの集まりとか行きますと、年々耳が遠くなった高齢者の方が増えている様な感じがいたします。

耳の遠い人、概してですね難聴であることを認識出来ないのです。ほとんどの方が言うのはですね、テレビの音声聞こえれば大丈夫だと。ただ、テレビの音声ボリュームをあげても聞こえると。だからそういうことで自分はいわゆる難聴ではないと、正常だというふうに思ってまして、それがお年寄りの難聴の実態把握が非常に困難な部分じゃないかと思えます。

ただ、国からさっき言いました補聴器の費用が支給される高度難聴者、これは障害者の手帳もらっている方で、4級～6級に認定される方がその該当になるのですけれども、この程度よりももっと悪い方でも、まだ耳の検査を受けていない方がやっぱり相当いると思っております。ですから、こういう人達を救済する意味でもお年寄りの耳の検査というのは大事だと思います。

医学的な報告によればですね、加齢性の難聴は誰でも起こり得る聴覚障害だと。50歳頃から始まりまして、65歳を超えると急に老化するといわれております。個人差はあると思えますけれども、60代前半で5人～10

人に1人、それから65歳を超えるとですね、3人に1人、75歳以上になると7割以上の方がその加齢性難聴になるという医学的な報告もされております。

本町においても、多くの高齢者、難聴という身体障害に苦しんでいる方もいると思います。具体的な対策が必要であると思ひまして、私今回この質問をさせていただきました。

また、補聴器安いものでも10万円位するのですね。高いものになると両耳で100万円位するのです。ですから、やっぱり空知管内でも補聴器の購入について、助成制度行っている自治体数町あります。それも参考にしながら助成制度こういうものを想定する機会を考えていただきたいと思っております。

健康寿命を伸ばして高齢者がですね、住み慣れたその地域、秩父別町で心身共に健康で充実した生活が出来るという、それが町長のいつも言われている言葉ですし、公約の中にもあると思ひますけれども、可能な限りお年寄りのこういう不自由な部分をしっかりとフォロー出来るような行政に努めていただければ。町のさらなるご努力を切にお願いいたしまして、私の質問を終わります。

よろしく申し上げます。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

有難うございます。

今の答弁と重複するのですが、助成制度についてはですね、本当にしっかりと前向きに考えていきたいと思っておりますし、とにかく聞こえない、聞こえづらいといった方の気づくための何かきっかけ作りをしていきたいということで考えております。

各町が空知管内で今議員おっしゃられました様に、いくつかの町がやっておるのですが、非常に言ってみれば少額の助成制度であります。

果たしてこれで補聴器の購入を促せるのかなという様な額なものですか

ら、それも含めてですね、なるべく皆さんの負担にならない様な制度をですね、前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）

以上で、大野君の質問を終わります。

次に、3番 眞島君の発言を許します。 眞島君。

3 番（眞島君）

議長のお許しをいただきましたので、質問を通告書に基づきまして、その後の道の駅構想について澁谷町長にご質問をさせていただきたいと思っております。

令和元年の第3回定例会において、私は道の駅構想についてご質問をさせていただき、その中で町長の答弁は1年ないし2年程度の時間をかけて利用状況、財政状況等を見極めながら方向性を導きたいというお答えでございました。

しかしながら、その翌年2月に突然の新型コロナウイルスの発生により、町政においてはコロナ対策等を最優先に取り組み、現在も対応にご尽力されている状況だと思われまます。

これまでも町では安全対策としての横断歩道の設置、また、温泉施設のリニューアル、キャンプ場トイレの設置など環境整備等の実施によるまちづくりを進めていると思っております。

その様な中、国では現在ウィズコロナ、アフターコロナ、コロナ共存、さらには終息に向けた規制の緩和が進みだし、本町におかれましても近い将来には来町者数も徐々に回復してくるのではないのかなと思われまます。

そこで、町長の任期も残すところ1年を切ったところではありますが、道の駅及びさわやかトイレの老朽化は徐々に進んでおり、これらの施設の新築・改装・現状維持と構想の選択肢は色々あるかと思っております。

今年度、中学校の建て替えに向け基本設計が始まり、これから厳しい財政状況の中での町政の舵取りになると思っておりますが、今一度、道の駅構想は今後どの様な方向性をもって進めていこうと町長は考えておられるのか

をお伺いいたします。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

眞島議員のご質問にお答えをさせていただきますけれども。

道の駅等周辺整備の基本構想につきましては、令和元年第3回町議会定例会で、議員から同様の一般質問をいただきました。

当時の答弁では、全国的に人口減少や少子高齢化が急速に進行する中で、今後も、温泉や道の駅、キャンプ場などへの集客がこれまで通り継続維持できるのか、また、ベルパーク周辺施設とどのように連携ができるのかなどを判断しながら、1・2年程度の時間をかけて、入込者数や財政状況を見極めながら、今後の方向性を導き出したいとお答えをさせていただいたところであります。

しかしながら、一昨年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されてから、人類がこれまで経験したことのない未曾有の事態によりまして、人々の行動・生活様式が大きく変容しております。

今後は、日常生活や社会経済活動を維持するために、行動制限の緩和の取り組みが進められるものと思っておりますけれども、また、ウクライナ情勢を受けた、物資高や資材の高騰などにより先行きの不確実性が高まっている状況であります。

また、本町におきましても、今後、多くの公共施設が大規模改修あるいは更新の時期を迎えることになりまして、加えて、令和8年4月に開校を予定しております義務教育学校の開設に向けまして、本年度は基本設計を実施しているところでありまして、財政需要はますます増加していくものと考えております。

今後も限られた財源の中で、複雑化する行政課題と多様化する住民の皆さんのニーズに对应していくためには、大型事業を並行して実施することは困難であるというふうに考えております。

今後もまちづくり全体を俯瞰した中で、事業の優先度を判断いたしまし

て、時間をかけて検討を進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。真島議員へのご質問のお答えとさせていただきます。

議 長（寺迫君）
真島君。

3 番（真島君）

ご答弁有難うございました。

ただ今町長のご答弁の中で、非常に厳しい財政の中、今後も検討されるということでもございましたけれども、町の本年3月の町長の執行方針でもありましたけれども、とりあえず住民の安全等を最優先にやっていかれるのかなと思います。

そんな中で私も町長と同じく任期をあと1年を切っております。4分の1は終了したのかとは思いますが、そんな中で今言ってすぐ出来る様な事業ではございませんけれども、出来れば先程申しました様に色々それぞれ老朽化も進んでおられるだろうし、コロナの回復によって人も来られるのかなとそんな事をみて、道の駅の構想については私個人としては継続をしていただきたいなというふうに思っているところでございます。

そんな中で大型事業、ただ今町長のご答弁の中にありましたけれども、非常に財政面が厳しくなり、大型事業を共に行っていくというのは困難もあろうかと思っておりますけれども、出来れば事業について継続していただきたいと思っております。

それで、町長に1つご質問をさせていただきたいのですけれども、平成30年の会計決算の中で道の駅等に設計、道の駅等周辺整備基本構想作成費用ということで、設計図の図面の関係なのかと思っておりますけれども、約800万円程増えて青写真が作られたと思っております。そんな中で出来た構想図は多額の金額になるのかなと、数10億円というふうに聞いてございます。この構想については、前町長の構想から続いているのかなと思っておりますけれども、今後、町長がご検討されていかれるということであればこの高額な青写真を基に進めていかれる様なお考えなのか、それとも新たに白

紙、ないし見直しをされての規模および経営を縮小するなどして身の丈にあった様に詰めていくお考えなのか、今現在のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

道の駅色々ご意見があるのは承知しておりますけれども。その30年に作った整備構想、これは本当にとんでもないといえますか、素晴らしい構想でありまして、あれをやるとかなり町の財政が厳しくなるというふうに思っているところでありまして、あれをそのまますぐそのまま出来るということには考えておりません。

ただ、前回の質問の時もお答えしたと思うのですがけれども、道の駅やった時にですね、3ヶ月程はお客さんがキャンプ場にお越しになるのでいるのですがけれども、残った期間ほとんど閑散としていると。北海道の特に道の駅の場合、色々何ヶ所か見に行かせていただきましたけれども、秋口から冬場、春先まではですね、ほとんどお客さんがいないという状況でございまして、ほとんどの雪害のための避難場所ではない様な気がしております。

ですから本町において、あの道の駅行ってみたいという様な魅力ある道の駅に出来るのであれば当然前向きに考える事でありましてけれども、農産物にしても本町の特産品にしてもそんなに出回っていない中で、果たして多額の費用をかけて道の駅を再整備する事がいかなるものかと思っております。温泉の改築、日帰り棟は手付かずでありますので、もしその改築があればですね、あればですよ、それに合わせてやる手もありますし、今の場所として果たしてあそこの場所で道の駅がいいのかという部分も十分考えていかなければいけないと思っております。というのは夏場キャンパーがあれだけ入ってきた時に道の駅としての駐車場が足りないと思っておりますし、国道から1丁目を左に曲がるの非常に厳しい状況であります

ので、本当にお金をかけるのであればその辺の動線から導いていかなければならないと考えておりました、今のところですね、30年の道の駅の整備構想、作ったその構想そのままどこかの時点で実現するという様な考えは私は持っておりません。

議 長（寺迫君）
眞島君。

3 番（眞島君）
分かりました。

30年の計画については本当に私も見てびっくりしてございますけれども、町民の方々のご理解も若干得られないのかなというふうに思っております。それなりに、今町長言われました様に、夏場はご来町の方が多く来られても冬場は何もないと、これが現状でございます。私に何かいい案があるのかと言われてもございませんけれども、私もキャンプ場付近に住居を構えてございますけれども、いろんなご来町者の方のお話をお聞きしますと本当にそれなりの設備の整った、温泉施設はある、遊戯施設はある、それぞれ炊事、トイレ等々の設備があると、こんないいキャンプ場はないという様なお話も聞いてございます。皆さん方にあとどの様な要望があるのかなどお聞きしましたところ、あとコインランドリー、また家族等と軽いお食事、休憩が出来る様なそういう場所があれば言う事は無いのですけれどもねと、そんな様なお話もさせていただいております。多額のお金をかけてリゾート地みたいな施設は無理なのかとは思いますが、それなりの地域に見合った道の駅、これについては今後とも皆さんのご意見を聞いてお進めいただきたいなというふうな事をお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

議 長（寺迫君）

以上で、眞島君の質問を終わります。

次に、5番 藤岡君の発言を許します。 藤岡君。

5 番（藤岡君）

議長のお許しをいただきましたので、私からはゼロカーボンシティー実現に向けた今後の取り組みという事で町長にお伺いをいたします。

数日前の道新、6月3日でしたか、そこにも関連の記事が載っておりますので、これが答弁の模範かなというふうにも考えておりますが、通告書の本文を朗読させていただきたいと思っております。

国では2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが宣言されました。これにより、北海道としてもゼロカーボン北海道を表明され、各自治体でもこの動きが加速しています。

昨年、町長は秩父別町においても2050年ゼロカーボンシティーの実現を目指すことを表明されました。

しかし、年が明け表明から半年が過ぎたところですが、ゼロカーボンシティー実現に向けた取り組みが私達には見えてきていないというところだと思います。

一朝一夕に達成できるものでもありませんし、何よりも町民や事業者の理解と協力が必要と思っております。

今後の推進計画などについて町長のお考えを伺います。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

藤岡議員のご質問にお答えをさせていただきますけれども。

ゼロカーボンシティー実現に向けた取り組みにつきましては、令和3年第4回町議会定例会において、大野議員からの一般質問にお答えする形で、ゼロカーボンシティーを目指すことを宣言した折に、秩父別町地球温暖化対策実施計画区域施策編を策定しまして、各種施策を進めていくとしております。

更に本年度の行政執行方針においても、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項を定める

同計画を策定いたしまして、脱炭素化促進による地域の価値の向上を目指すこととしているところであります。

この実行計画、区域施策編でありますけれども、国の地球温暖化対策に関する法律に基づく、地球温暖化対策計画に即するものでありまして、本町の温室効果ガス排出削減や再エネの利用促進に関する目標も踏まえて、地域脱炭素化促進事業に関する事項を定めるものでありまして、本町におけるゼロカーボンシティを目指すための方向性を示すものであります。

実行計画の構成につきましては、本町の環境特性を踏まえながら、地域の温室効果ガス排出状況を調査いたしまして、将来推計を算出した後に、温室効果ガス総排出量削減目標を設定いたしてまいります。

更に、温室効果ガス削減・抑制のため、本町にある再エネポテンシャルを調査し、それらを最大限活用した施策と取り組みを検討し、どのような事業を推進していくのかを決定していきたいというふうに考えております。

また、本年度に企業版ふるさと納税を活用し、蓄電池の寄付を受ける予定でありますので、それらを活用した再エネ事業等もこの計画に盛り込むこととしております。

策定にあたりましては、地域脱炭素化促進事業に関する事項でありますことから、関係者・関係機関が参加する議論の場を設けるなどして、本町が事業に求める地域の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を決定してまいります。

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする目標は、非常に遠大な目標でありまして、拙速に事業を進めることは適切ではなく、目の前にある小さな事柄を一つ一つ達成することが大事であると認識しており、まずは行政が先行して取り組みを進め、その後、町民の皆さんには我慢を強いることもあるかもしれませんが、ご協力をいただきながら、施策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）
藤岡君。

5 番（藤岡君）

もう既に色々検討を重ねていただいているという答弁だというふうに理解をさせていただきました。

いろんな協議会等々を起ち上げて計画されるというのは当然必要な事だと私も思っておりますし、それよりも何よりも何て言うのですか、町民1人1人がどこまで理解をしていただいて行動を出来るのかというところをまず考えていく事も大事な部分じゃないだろうか。もし新聞等々に記事も出ていますので、町民の皆さんはどんなふうに行動していったらいいのだろうというふうに考えている方が大半になってきているのだろうと私も推察をしています。

そこでタイミング良く町民1人として何が出来るのか、何をやっていただきたいという様な部分を先に町民の皆さんにある程度お知らせしていくという事が肝要な事になってくるのかなと。ただ、いろんな地域、先行地域がありますので、そういう部分はあるでしょうけれども、秩父別町の町民としてこれが出来るのじゃないかという様な部分が大事かなというふうに思います。

例えばもう実際にやっていることですがけれども、野焼きをしないと、そういう小さな事が積み重なってゼロカーボンに繋がっていくのだと私は理解をしています。ですから例えば各分野、私は農家ですがけれども、水田の二酸化炭素削減、例えば今稲が植わさって水が張られていますけれども、メタンガスが発生してきて温暖化に繋がってきているという様なデータもありますので、その辺の対策を農業としてはどうしていくのだというところは早々理解がしていただける様な気がしているのです。水を早めに落として中干しとかっていう技術もありますし、少し2・3日長く干してくださいとか、いろんな形が考えられると思いますので、各分野の方にいろんな意見を伺って今出来ること、今年から出来ること、明日から出来ることというのはやっぱり町民の皆さんにお示しをしていくというのが1番大事な事なのかなと。

その中で、町長が先程言われた蓄電池の関係ですとか、再エネの関係というのが大きくクローズアップされてくるのかなというふうにも思いますので、その辺がうまく積み重なっていけば国だとか北海道の支援等々にも

繋がっていくのではないかなというふうにも考えるところでございます。

いずれにしても、長い期間がかかる遠大な事業でありますので、とは言いながら、あっという間に日にちは過ぎていくという事ですので、今年も今のところ暖かくなったり寒くなったりちょっと変な気候になっているなという気はしておりますので、夏場のまた雨が降らない暑い、本州よりも暑い様な時期が来るのだろうなと思ったりもしていますけれども、その辺を少しずつ毎日の小さな行動の積み重ねで防いでいけるのだという町民の皆さんに自負を持っていける様なPRといたしますか、そういうのも並行して進めていただければというふうに考えます。

よろしく申し上げます。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）

議員おっしゃること全く最もだと思っておりますけれども、順番、やり方といたしますか、考えは違うかもしれませんが、町民の方々に例えば今程我慢もお願いするかもしれないと私言ったのですけれども、例えば室温を夏であれば1℃、エアコンを1℃上げてくれとか、冬だと1枚服を着てもらってと言った時にですね、本町の年間の排出量がどれだけのCO2出てて、皆さんが1℃下げるとどれだけの数字が下がりますよだとか具体的に出してあげなければおそらく、ただやみくもに部屋我慢すれとかですね、窓2枚にしてくれっていう事にならないと思っておりますので、今まず本町の年間の排出量、それから何をどうすればどれだけ吸収出来るかといった事をですね、今やっている最中でありまして、先程申しました様にまず行政が率先してというのは、例えば再エネあるいは蓄電池等々を使ったスタンスも考えておるのですけれども、例えば公共施設にどれだけのものがそれで出来るのか、あるいは炭素を削減出来るのかといった事も含めてですね、色々実証しながらですね、町民の皆さん方にもまたどこかの場面ではそういったお願いもしていかなければいけないと思っておりますので、藤岡議員も言われたことも誠にもっともでありますけれども、その時

期がいつかというところには、もう少し時間がかかるかなと思っておりま
す。

以上です。

議 長（寺迫君）
藤岡君。

5 番（藤岡君）

長期的にという事も言わせていただきましたので、明日からこういう話
をしてくれとかという事にはなりませんので、これの策定色々計画等々
においても私個人的にも協力していきたいというふうに考えておりますし、
議員の皆さんもそういう同じ気持ちだと思います。全町民あげて取り組め
る様な事業になっていくことを期待申し上げまして一般質問を終わります。

有難うございました。

議 長（寺迫君）

以上で、藤岡君の質問を終わります。

次に、6番 中西君の発言を許します。 中西君。

6 番（中西君）

それでは議長の発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせて
いただきます。

質問事項といたしまして、令和6年に迎える開基130年行事についてと
いうことで、質問をさせていただきます。

明治28年に始まった秩父別町への屯田兵の入植から今年で128年とな
り、2年後には130年を迎えることとなります。節目となる開基100年の
年には様々な行事が行われ100年記念塔が建てられたりしました。

さらに、10年ごとに開基事業が行われており姉妹町の綾川からも来賓
として様々な方の来町をいただいたり、イベントを開催してきました。

そこでお願いなのですが、綾川町から姉妹町として学校の生徒さんや文

化活動をしている方々を招くとしてもお仕事などの関係で参加できない団体があると思いますし、人数にも制約が出てくると思いますので、インターネットを利用して綾川町と秩父別町を繋いで、より多くの子どもたちであったり文化活動をしている方々が交流できるイベントを作っていただきたいと思うのです。

2年後ということ、町史の編さんに取り掛かる状況で早すぎる質問とは思いましたが、綾川町から町長ほか議会関係者が来町される予定が今年はあると聞いていますので時間をかけて準備が出来れば、より多くの町民が参加できる開基イベントが出来るのではないかと思います。

町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

中西議員のご質問にお答えをさせていただきますけれども。

本町では、大正9年の開村25年以降、5年又は10年毎の節目の年に記念式典を開催してまいっております。

また、昭和54年の旧綾南町との姉妹町締結後は、記念式典に姉妹町の町長をはじめ関係者の方々を来賓としてお招きいたしまして、両町の絆を深めてきたところであります。

また、直近の10年の節目でありました、平成26年の開村120年には、記念式典をはじめ、希望する町民の方々の家族写真を取りまとめた出会いⅡの制作、おかあさんといっしょの公開収録、ウインターフェスティバルを開催したところであります。

姉妹町との交流事業につきましては、両町の友好親善を深めることを目的に、町長や町議会議員などの表敬訪問をはじめといたしまして、伝統芸能でありますちくし獅子や秩父別太鼓を式典やイベントに派遣するなど文化的な交流を進めるほか、郷土資料の交換展示など数々の事業を行ってまいりました。

中でも、児童生徒の親善交流事業につきましては、お互いの気候風土に触れ、見聞を広め、知識を深めることを目的に、毎年実施してきたところでありますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、2年間中止しておりましたけれども、本年度は、これからの感染状況にもよりまされども、3年振りに実施する方向で準備を進めておりました、意義深い交流事業となることを期待しているところであります。

さて、議員からご質問のありました開村130年記念事業でありますけれども、現時点では、町史を発行するための予算を計上し作業を進めている状況であります。

ご提案のありました、インターネットを活用した交流イベントの実施につきましては、新型コロナ禍において、ウェブを使った会議やイベントの参加などで、その利活用が増加傾向にあることは承知をしておりますのでぜひ参考にしたいというふうに考えております。

私の任期が来年の3月まででありますことから、具体的な事業等につきましては、回答は差し控えさせていただきますけれども、町民の皆様楽しんでいただき、姉妹町との交流が益々発展する事業となるような計画を進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）
中西君。

6 番（中西君）

大変有難うございます。

今の答弁でもうほとんど答えていただけているのかなと思うのですけれども、私自身、実は123年の年に何かイベント出来ないかなと思って色々考えたことがありまして、123年の4月の5日何か出来たらいいなって。金額は6万7千なんぼとかっていう形で語呂合わせでっていうことを考えたことがあったのですが、その当時私ここにいられない立場だったものから、そういう提案が出来なかったということで、今回130年。

特に今回コロナで大変な苦勞をしている方々が多い中で、インターネットで色々な繋がりが出来るという、それが逆にコロナで再確認出来たのか

なという部分が色々あったものですから、もし130年の節目にそういう形で向こうの方々といろんな交流が出来たら、こっちから行くとなると100人規模とかになると大変な金額になってしまいますので、ただ参加出来ない方々も相当数出るっていうことを考えると、インターネットで文化祭だとか学校行事で例えば、今回綾川さんが来るとは思うのですけれども、綾川の子供も達に、来る子供も達だけじゃなくて生徒みんなと画を見ながら、テレビを見ながらの交流というのもインターネットであれば出来るのかなという思いがあって、提案させていただいたのですが、ただ準備が出来たから来年始めますというよりも130年という節目に始める方が何かやはり皆さんも参加しやすいのかなという事で130年事業という事で今回提案をさせていただきました。

来年色々選挙があったりという事でなかなかあれだとは思いますが、今の町長の答弁もありましたので、よろしく願いしますということでこの質問を終わりたいと思います。

有難うございました。

議 長（寺迫君）

以上で、中西君の質問を終わります。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時14分

再開をいたします。

（日程第7 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて〔秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について〕」

議 長（寺迫君）

日程第7、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて〔秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について〕」を議題といたしま

す。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（竹内君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、承認第2号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。承認第2号は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案どおり承認することに決定いたしました。

（日程第8 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて〔令和3年度秩父別町一般会計補正予算（第9号）について〕」

議長（寺迫君）

日程第8、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて〔令和3年度秩父別町一般会計補正予算（第9号）について〕」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（竹内君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、承認第3号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。承認第3号は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案どおり承認することに決定いたしました。

(日程第9 報告第1号「令和3年度秩父別町繰越明許費に係る歳出予算の繰り越した経費の報告について」)

議 長 (寺迫君)

日程第9、報告第1号「令和3年度秩父別町繰越明許費に係る歳出予算の繰り越した経費の報告について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、報告第1号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

報告第1号は、これにて報告済みといたします。

(日程第10 報告第2号「町出資法人の事業報告について」)

議 長 (寺迫君)

日程第10、報告第2号「町出資法人の事業報告について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長（早川君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、報告第2号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

報告第2号は、これにて報告済みといたします。

（日程第11 議案第28号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」）

議長（寺迫君）

日程第11、議案第28号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（竹内君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第28号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第28号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第 12 議案第 29 号「秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第 12、議案第 29 号「秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第 29 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 29 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第 13 議案第 30 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第 13、議案第 30 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（中野君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第 30 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 30 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号は原案どおり可決いたしました。

午後 3 時 00 分まで休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 43 分

再 開 午後 2 時 59 分

再開をいたします。

（日程第14 議案第 31 号「北海道市町村総合事務組合同規約の変更について」）

（日程第15 議案第 32 号「北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について」）

（日程第16 議案第 33 号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について」）

議長（寺迫君）

日程第 14、議案第 31 号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」、日程第 15、議案第 32 号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」、日程第 16、議案第 33 号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」を一括議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（竹内君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第 31 号から議案第 33 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

討論については、希望者はいないと思うのでただちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（ありませんの声）

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 31 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号は原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第 32 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号は原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第 33 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第17 議案第34号「深川地区消防組合理約の変更について」)

議 長 (寺迫君)

日程第 17、議案第 34 号「深川地区消防組合理約の変更について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第 34 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番 (岡崎君)

既にもう試算等は出来ていると思うのですが、この割合の変更に
よりまして各市町村のですね、何て言うのでしょうか、負担の増減出てく
ると思うのですが、うちの町の場合は旧来の計算方法とこの方法と例えば
どの程度負担が変わってくるのか分かっていればお知らせ願いたいと思
います。

議 長 (寺迫君)

総務課長。

総務課長 (竹内君)

組合負担金の割合ですけれども、現在、令和 4 年度の予算で深川市が
66.24 パーセント、秩父別町が 7.64 パーセント、妹背牛町が 9.01 パーセ
ント、北竜町が 6.32 パーセント、沼田町が 10.79 パーセントで今年度は
負担をする事となっております。

令和4年度の予算ベースで今回の率を当てはめると、深川市が54.18パーセント、秩父別町で10.79パーセント、妹背牛町で11.96パーセント、北竜町で9.26パーセント、沼田町で13.81パーセントとなります。

秩父別町で3.15パーセントの増となる見込みでございます。金額にして300万円程度負担増になる予定でございます。

議 長（寺迫君）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

討論については、希望者はいないと思うのでただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ありませんの声）

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第34号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案どおり可決いたしました。

（日程第18 議案第35号「令和4年度秩父別町一般会計補正予算（第2号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第18、議案第35号「令和4年度秩父別町一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第 35 号に対しての質疑に入ります。 藤岡君。

5 番（藤岡君）

ちょっと 2 点程教えていただきたいと思います。 8 ページの 18 節ですね、水道の補助という事なのですが、初めて聞く文言なので教えていただきたいのですが、給水区域と排水区域という説明が多分あったと思うのですが、これはどういう範囲なのか、水道を使っている、下水を使っているというそういう感じなのかという思いをちょっとしたものですから。

それともう 1 つ、10 ページの学校給食費の助成なのですが、これ今まで個人負担分と補助の分と割合どれ位だったのか教えていただければと思います。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

最初の水道の関係ですけれども、上下水道それぞれ水道を使っていない方がいらっしゃる。それから排水については処理排水の管がいない農家地区、合併浄化槽を使っている方についてはそれぞれ 5 千円、上水 5 千円、下水 5 千円という考え方でおります。

それから給食については、現在小学生で個人負担 200 円、中学生 245 円。給食費が上がってもそれでいこうと今まで助成しておりまして、約 18 パーセントから 20 パーセント前後の助成でありましたけれども、それ以外の残り約 8 割分をみるという事でございます。

以上です。

議 長（寺迫君）

藤岡君。

5 番（藤岡君）

コロナ禍とはいいながら、それぞれ家庭の負担軽減に繋がるいい政策だ

と思います。大変有難いと思います。

以前、何日か前の新聞にも大きく報道していただいて町民の皆さん期待している部分だと思います。有難うございます。よろしく申し上げます。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

ちょっと教えてください。衛生費の報償。

議 長（寺迫君）

何ページですか。

4 番（岡崎君）

9 ページのですね、新型コロナワクチン接種業務謝金とですね、それから 10 ページの委託料の新型コロナワクチン接種、これどういうふうが違うのか。この中身をですね、教えていただきたいと思います。

議 長（寺迫君）

住民課長。

住民課長（中野君）

まず報償費なのですが、これは新型コロナウイルスワクチンの接種業務の謝金を診療所の医師にお支払いする経費でございます。委託料のワクチン接種にかかる部分につきましては、これは国が定められた単価がございまして、それを人数分診療所の方に委託料としてお支払いする経費でございます。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

謝金と委託と両方合わせて診療所に支払うという事ですね。

議 長（寺迫君）

住民課長。

住民課長（中野君）

はい。謝金については医師にお支払いをする謝礼でございます。委託料につきましても、診療所に支払う委託料の費用でございます。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。 金子君。

2 番（金子君）

ちょっと確認なのですが、9ページ児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付金ですか、これさっき総務課長の説明で30世帯対象だというふうにおっしゃいましたが、子どもの数関係なく1世帯一律5万円。

議 長（寺迫君）

住民課長。

住民課長（中野君）

今回の給付金につきましては、低所得の子育て世帯に対する支援という事で、ルールとしましては令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯について児童1人当たり一律5万円を支給するという制度でございます。

議 長（寺迫君）

金子君。

2 番（金子君）

子ども1人5万円。総務課長30世帯っておっしゃいましたよね。ただ僕は単純に150万を30世帯で割ったら5万円だから、人数関係なく1世帯5万円かなと思ったのですけれども。

議 長（寺迫君）
住民課長。

住民課長（中野君）

予算の積算上は30名分。子ども1人当たり5万円で30名分で150万円。2人該当になる子どもがいれば10万円という事でございます。

2 番（金子君）
分かりました。

議 長（寺迫君）
他に質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

先程の件なのですけれども、もう1度すみません。診療所の医師に払うのは謝金で、診療所に払うのが委託料という話でしたけれども、町で診療所の斉藤先生の方に最低保証してますよね、あの中にはどちらかが含まれないって事なのですか。どっちも入るって事なのですか。

議 長（寺迫君）
暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 3 時 23 分

再 開 午後 3 時 23 分

再開をいたします。

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 35 号は、原案どおり決定することにご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第19 議案第36号「工事請負契約の締結について(301号橋補修工事)」)

議 長 (寺迫君)

日程第 19、議案第 36 号「工事請負契約の締結について (301 号橋補修
工事)」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (宮武君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第 36 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませ
んか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 3 6 号は、原案どおり決定することにご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案どおり可決いたしました。

(日程第20 議案第37号「工事請負契約の締結について(秩父別地区農業集落排水処理施設機械設備工事)」)

(日程第21 議案第38号「工事請負契約の締結について(秩父別地区農業集落排水処理施設電気設備工事)」)

議長(寺迫君)

日程第20、議案第37号「工事請負契約の締結について(秩父別地区農業集落排水処理施設機械設備工事)」、日程第21、議案第38号「工事請負契約の締結について(秩父別地区農業集落排水処理施設電気設備工事)」を一括議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長(宮武君)

別紙議案により説明

議長(寺迫君)

これより、議案第37号から議案第38号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番(岡崎君)

機械設備工事の方、議案第37号ですけれども、落札率100パーセントというふうに聞いたのですが、不調で話し合いのうえ決定したという事なのでしょうか。

議長(寺迫君)

建設課長。

建設課長(宮武君)

機械設備の方は落札者以外の4社辞退をいたしておきまして、1社だけ入札したというような状況でございます。

議 長（寺迫君）
岡崎君。

4 番（岡崎君）
辞退というのは具体的にどういう事でしょうか。

議 長（寺迫君）
建設課長。

建設課長（宮武君）

前年度ですね、工事、機械設備のいろんな設備を発注して、その機械を今年度設置するという状況ですので、前年度受けた会社そのまま落とし設置するという様な状況です。

以上です。

議 長（寺迫君）
岡崎君。

4 番（岡崎君）
実際の入札はしなかったっていうこと、辞退っていうことは。指名はして入札会場には来たのだけれども、辞退したと。札を入れなかったという事なのでしょうか。

議 長（寺迫君）
建設課長。

建設課長（宮武君）

入札辞退届を最初にいただきまして、それで1社だけだったと、入札。

議 長（寺迫君）
岡崎君。

4 番（岡崎君）
何回もすみません。予定価格は提示して、その額通りという事で理解してよろしいですね。

議 長（寺迫君）
建設課長。

建設課長（宮武君）
おっしゃる通りです。

議 長（寺迫君）
他に質疑はございませんか。
（なしの声）
質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論はございませんか。
（ありませんの声）
討論なしと認めます。
お諮りいたします。議案第 37 号は、原案どおり決定することにご異議
ありませんか。
（異議なしの声）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 37 号は原案どおり可決いたしました。
お諮りいたします。議案第 38 号は、原案どおり決定することにご異議
ありませんか。
（異議なしの声）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 38 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第 22 議案第 39 号「令和4年度秩父別町一般会計補正予算(第3号)について」)

議 長 (寺迫君)

日程第 22、議案第 39 号「令和 4 年度秩父別町一般会計補正予算 (第 3 号) について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第 39 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 39 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第 23 諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」)

議 長 (寺迫君)

日程第 23、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。

町 長 (澁谷君)

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

本件、人事案にかかる質疑・討論については、希望者はいないと思うので、省略いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号は、原案どおり適任であると答申いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、原案どおり答申することに決定いたしました。

（日程第24 意見案第1号「国民の祝日『海の日』の7月20日への固定化を求める意見書」）

議 長（寺迫君）

日程第24、意見案第1号「国民の祝日『海の日』の7月20日への固定化を求める意見書」を議題といたします。

本件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので朗読を省略いたします。このことについて、提出者の大野君、何か補足することはありますか。

8 番（大野君）

特にありません。

議 長（寺迫君）

補足がないようですので、本件についてご意見を伺います。

（なしの声）

ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第1号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第25 意見案第2号「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める意見書」)

議 長 (寺迫君)

日程第25、意見案第2号「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める意見書」を議題といたします。

本件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので朗読を省略いたします。このことについて、提出者の大野君、何か補足することはありませんか。

8 番 (大野君)

特にありません。

議 長 (寺迫君)

補足がないようですので、本件についてご意見を伺います。

(なしの声)

ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第2号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第26 意見案第3号「森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書」)

議 長 (寺迫君)

日程第26、意見案第3号「森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

本件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので朗読を省略いたします。このことについて、提出者の藤岡君、何か補足することはありませんか。

5 番（藤岡君）
特にありません。

議 長（寺迫君）
補足がないようですので、本件についてご意見を伺います。

（なしの声）

ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第3号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第27 意見案第4号「食糧安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書」）

議 長（寺迫君）

日程第27、意見案第4号「食糧安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書」を議題といたします。

本件につきましても、事前に意見案を配付しておりますので朗読を省略いたします。このことについて、提出者の中西君、何か補足することはありませんか。

6 番（中西君）
特にありません。

議 長（寺迫君）
補足がないようですので、本件についてご意見を伺います。

（なしの声）

ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第4号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第28 所管事務調査の申し出について)

議 長（寺迫君）

日程第28、所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長（笹木君）

別紙により朗読

議 長（寺迫君）

委員会の所管事務調査の申し出についてご意見はございませんか。

（なしの声）

ご意見がないようですので、お諮りいたします。所管事務調査は申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、所管事務調査は申し出のとおり決定いたしました。

(日程第29 議員の派遣について)

議 長（寺迫君）

日程第29、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長（笹木君）

別紙により朗読

議 長（寺迫君）

議員の派遣についてご意見はございませんか。

（なしの声）

ご意見がないようですのでお諮りいたします。議員の派遣については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、原案どおり決定いたしました。

(閉会宣言)

議 長 (寺迫君)

お諮りいたします。今期、定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。これをもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、以上で閉会することに決定いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

令和4年第2回秩父別町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

閉 会 午後 3 時 41 分